

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年7月25日（令和4年（行個）諮問第5162号）

答申日：令和5年3月16日（令和4年度（行個）答申第5241号）

事件名：ハローワークシステムに登録された本人のマイナンバーに係る記録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「ハローワークシステムに登録された審査請求人のマイナンバーに係る記録とその更新履歴のすべて。また、ハローワークシステムにあるマイナンバーに係る文書のすべて。」に登録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が、令和4年3月2日付け千労発安0302第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

原処分を取り消し、しかるべき処分をなされたい。

これは、民事法研究会発行「第三版書式行政訴訟の実務」51頁20行目を参考にしている。同書52頁にあるように、仮に審査請求の理由や原処分の違法不当事由を補正せよと求められたときは、違法不当の詳細は、処分庁（原文ママ）から理由説明書の提出を受けてから、意見書で反論し、具体的に詳述する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和4年2月6日付けで処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和4年4月23日付け（同月26日受付）で本件審査

請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

- (1) 職業安定業務の遂行のために全国をオンラインで接続して運用しているコンピューターシステム（以下「ハローワークシステム」という。）では、障害者の職業紹介に関する事務等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき定められた範囲で、求職者等から提出があった個人番号（以下「マイナンバー」という。）が登録されている。
- (2) 本件審査請求を受けて、処分庁に確認したところ、ハローワークシステムに審査請求人のマイナンバーについて登録はなく、その他審査請求人のマイナンバーが記載された文書等は実際に保有していないとのことであった。
- (3) これに対して、審査請求人は、審査請求書において、処分庁が本件対象保有個人情報を持している具体的な根拠や、それを裏付ける又はうかがわせる事情を示していない。
- (4) そうすると、審査請求人の主張によっても、上記処分庁の説明に不自然、不合理であると認める事情はなく、その他これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

以上のことから、本件対象保有個人情報については、処分庁において保有していると認めることはできず、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年7月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和5年2月27日 審議
- ④ 同年3月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 理由説明書の記載（上記第3の3）及び当審査会事務局職員をして詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は、本件対象保有個人情報の保有の有無について、おおむね以下のとおり説明する。

ア 障害者の職業紹介に関する事務等において、障害者であることの確認の方法は、「障害者職業紹介業務取扱要領」（厚生労働省職業安定局。以下「要領」という。）に基づき、障害者手帳等により行うものとされ、これをマイナンバーの提出により代えることも可能とされている。

処分庁に確認したところ、審査請求人については、障害者手帳により確認が行われており、マイナンバーは提出されていないとのことである。

イ また、処分庁に確認したところ、審査請求人の雇用保険の被保険者状況等を含めて確認したが、ハローワークシステムには、同人のマイナンバーの登録は確認されず、また、同人のマイナンバーが記載された文書の保有も確認されなかったとのことである。

さらに、当審査会事務局職員の要請により、処分庁に再度の確認をしたが、審査請求人のマイナンバーの保有は確認されなかったとのことである。

ウ 以上のことから、処分庁において本件対象保有個人情報を保有していない。

(2) 当審査会において、諮問庁から、要領の提示を受けて、確認したところ、障害者であることの確認の方法については、上記（1）アに掲げるとおりの内容が記載されていることが認められ、処分庁において、本件対象保有個人情報を保有していないとする、上記（1）ウの諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、千葉労働局において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないといて不開示とした決定については、千葉労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子